考

備

改 TE. 案 北海道地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)は、 る各事業年度の業務の実績について、地方独立行政法人法に基づき、この 実施要領で定めるところにより評価を行う。 1 年度評価の方針 (1) 中期目標の達成に向け、中期計画及び年度計画の実施状況の調査・ 分析を通じて評価を行う。 特に、数値目標が設定されている項目は、その達成状況・実施時期 のみならず、それまでの経過も考慮し評価する。 (2) 法人運営について、法人の自主的・積極的な取り組みを評価する。 (3) 評価を通じて、法人の業務運営等の質的向上に資する。 (4) 評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく道民に示す。 (5) 試験研究に関しては、その特性に配慮する。

2 年度評価の方法

年度評価は、法人が行う「自己点検・評価」を踏まえ、評価委員会が 行う「項目別評価」と「全体評価」を行うことにより実施する。

(6) 中期目標期間終了後に、法人が自主的な組織や業務全般の見直しの

(1) 法人が行う自己点検評価

基礎となるよう留意する。

法人は、各事業年度の業務実績について「自己点検・評価」を行い、 業務実績報告書を作成する。

業務実績報告書は、別紙「業務実績報告書様式」のとおりとし、「項 目別実績」及び「総括実績」から構成する。

(1) 項目別実績

項目別実績には、別表「法人の『自己点検・評価』及び評価委員 会の評価項目 | の項目番号ごとに次の基準により「自己点検・評価 | の結果を記載するとともに、評価理由、当該年度の取組の考え方及 び業務実績を記載する。

重要な意義を有する事項や優れた取組のほか法人を取り巻く諸事 情等がある場合は、評価理由に記載する。

なお、数値目標の評価にあたっては、達成状況に係る要因、背景 等の分析を行い、その内容を評価理由に記載する

業務実績には、評価の判断要素となった主な取組実績を記載する 特に、別表で効果等記載とされた項目については、具体的な効果 等を併せて記載する。

く白己占給・評価其準>

	判断の目安	
評価基準	取組の項目に関する事項	数値目標の項目に
	(右欄以外の項目)	関する事項
S 上回って実施	取組の結果、所期の成果等を	達成度が90%以上
している	上回ったとき	(S, Aの評価は取組状
A 十分に実施	取組の結果、所期の成果等を	況等を勘案の上、判
している	得たとき	断する。)
B 十分に実施	取り組んではいるが、所期の	達成度が90%未満
していない	成果等を得られなかったとき	(B,Cの評価は取組状
C 実施していない	取組が行われていないとき	況等を勘案の上、判
		断する。)

北海道地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)は、 地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「法人」という。)におけ|地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「法人」という。)における 各事業年度の業務の実績について、地方独立行政法人法に基づき、この実 施要領で定めるところにより評価を行う。

行

1 年度評価の方針

- (1) 中期目標の達成に向け、中期計画及び年度計画の実施状況の調査・ 分析を通じて評価を行う。
 - 特に、数値目標が設定されている項目は、その達成状況・実施時期 のみならず、それまでの経過も考慮し評価する。
- (2) 法人運営について、法人の自主的・積極的な取り組みを評価する。
- (3) 評価を通じて、法人の業務運営等の質的向上に資する。

現

- (4) 評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく道民に示す。 (5) 試験研究に関しては、その特性に配慮する。
- (6) 中期目標期間終了後に、法人が自主的な組織や業務全般の見直しの 基礎となるよう留意する。

2 年度評価の方法

年度評価は、法人が行う「自己点検・評価」を踏まえ、評価委員会が 行う「項目別評価」と「全体評価」を行うことにより実施する。 なお、項目別評価の視点は別に定める。

(1) 法人が行う自己点検評価

法人は、各事業年度の業務実績について「自己点検・評価」を行い、 業務実績報告書を作成する。

業務実績報告書は、「項目別実績」及び「総括実績」から構成する。 業務実績報告書の様式は、別に定める。

① 項目別実績

項目別実績には、年度計画の項目ごとに業務実績を記載するとと もに、次の基準により「自己点検・評価」の結果を記載する。

- ○文言整理のため、項目 別評価の視点の記載筒 所は、2(2)①に移動。
- 業務実績報告書の様式 は、別紙のとおり。
- ○項目別実績に次のとお り追記。
- ・ 「法人の「自己点検・ 評価 及び評価委員会 の評価項目」は、別表 のとおり
- ・評価結果及びその理 由、当該年度の取組の 考え方及び業務実績を 追記。
- ・2(2)①評価基準の※印 と整合性を図るため、 「重要な意義を有する 事項~」を追記。
- ・数値目標に係る事項を
- 効果等に係る事項を追 記。

く自己点検・評価基準>

	判断の目安	
評価基準	取組の項目に関する事項	数値目標の項目に
	(右欄以外の項目)	関する事項
S 上回って実施	取組の結果、所期の成果等を	達成度が90%以上
している	上回ったとき	(S,Aの評価は取組状
A 十分に実施	取組の結果、所期の成果等を	況等を勘案の上、判
している	得たとき	断する。)
B 十分に実施	取り組んではいるが、所期の	達成度が90%未満
していない	成果等を得られなかったとき	
C 実施していない	取組が行われていないとき	況等を勘案の上、判
		断する。)

② 総括実績

総括実績には、業務全体及び特記事項について記述式により記載する。

(2) 評価委員会が行う評価

① 項目別評価

評価委員会は、法人が行う「自己点検・評価」の結果を踏まえ、 別に定める項目別評価の視点に基づき、別表の項目番号ごとに、業 務の実施状況を確認する。

評価に当たっては、法人からヒアリングを行うとともに、「自己点検・評価」の妥当性を検証し、総合的に判断の上、次の基準により、別表の「研究の推進及び成果の活用」、「技術支援、連携の推進及び広報の強化」、「業務運営の改善」、「財務内容の改善」及び「その他業務運営」の項目ごとに評価を行う。

また、特筆すべき点や改善を要する点には、コメントを付す。

<評価基準>

V 特筆すべき進捗状況にある

Ⅳ 順調に進んでいる (すべてS~A)

Ⅲ おおむね順調に進んでいる(S~Aの割合がおおむね9割以上)

I 重大な改善事項がある

※ 評価に当たっては、上記S~Aの割合により判断することに加え、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項を勘案するとともに、法人を取り巻く諸事情等についても考慮の上、総合的に判断する。

<留意事項>

研究に関する評価<u>において</u>、研究課題ごとの評価は法人が行う研究 評価(外部評価等)によることとする。

また、年度計画「(別紙)研究推進項目」(別表項目番号43~59) については、「研究開発の推進方向」(別表項目番号3)を評価する際の参考とし、項目別評価における評価項目としない。

年度計画第5から第10に掲げる項目の実績については、財務内容の改善に関する事項に係る中期目標の達成状況等を評価する際の参考資料とし、項目別評価における評価項目としない。

② 全体評価

全体評価については、項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務実 績全体について記述式により評価を行う。

3 主なスケジュール

6月 業務実績報告書を受理

7月 法人へのヒアリング

8月 評価結果案の作成

評価結果の決定

9月 評価結果報告書を知事に提出

評価結果を法人に通知評価結果を公表

4 その他

この年度評価実施要領については、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

② 総括実績

総括実績には、業務全体及び特記事項について記述式により記載 する。

現

(2) 評価委員会が行う評価

① 項目別評価

評価委員会は、法人が行う「自己点検・評価」の結果を踏まえ、年度計画の項目ごとに、業務の実施状況を確認する。

評価に当たっては、法人からヒアリングを行うとともに、「自己点検・評価」の妥当性を検証し、総合的に判断の上、次の基準により、年度計画の大項目、中項目毎に評価を行う。

また、特筆すべき点や改善を要する点には、コメントを付す。

<評価基準>

V 特筆すべき進捗状況にある

Ⅳ 順調に進んでいる(すべてS~A)

Ⅲ おおむね順調に進んでいる(S~Aの割合がおおむね9割以上)

Ⅱ やや遅れている(S~Aの割合がおおむね9割未満)

I 重大な改善事項がある

※ 評価に当たっては、上記S~Aの割合により判断することに加え、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項を 勘案するとともに、法人を取り巻く諸事情等についても考慮の上、 総合的に判断する。

<留意事項>

研究に関する評価は、①研究推進項目の推進状況、②研究成果の活用、③研究評価が適正に行われているかいなか、の視点から実施することとし、研究課題ごとの評価は法人が行う研究評価(外部評価等)によることとする。

年度計画第5から第9に掲げる項目の実績については、財務内容の 改善に関する事項に係る中期目標の達成状況等を評価する際の参考資 料とし、項目別評価における評価項目としない。

② 全体評価

全体評価については、項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務実 績全体について記述式により評価を行う。

3 主なスケジュール

6月 業務実績報告書を受理

7月 法人へのヒアリング

8月 評価結果案の作成

ア 評価結果の決定

9月 評価結果報告書を知事に提出 評価結果を法人に通知 評価結果を公表

4 その他

この年度評価実施要領については、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

○項目別評価の視点は、 別紙のとおり。 文言整理のため、項目 別評価の視点の記載箇 所は、2から移動。

・毎年度作成から中期目 標期間を通じたものと し、必要に応じ随時見 直し。

○評価区分は、研究、技 術支援連携広報、業務 運営、財務内容、その 他業務の5項目とし、 別表のとおり。

○年度計画「(別紙)研究 推進項目」は、年度計 画「第1-1-(2)-イ研 究開発の推進方向」を 評価する際の参考と し、確認及び評価は行 わない。